平成２６年（フ）第４４１号
兵庫県姫路市辻井６丁目９番８号
破産者　平内建設株式会社
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６２号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目19番17号ザ・ビューヒルズ108
破産者　株式会社ブレイン
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１０４５号
東京都三鷹市深大寺３丁目７番９号第１西野コーポ206
破産者　山田　通敏
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３４号
岐阜県各務原市金属団地１番地の１
破産者　有限会社ツワエス
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７９号
岐阜県大垣市今宿６丁目52番地18
破産者　株式会社ｉｍａｏソフト
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
岡山県和気郡和気町衣笠1039番地の２
破産者　牧野運輸有限会社
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０９号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目７番５号
破産者　牧野　敏之
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１６号
岡山市北区西之町８番10号
破産者　矢野　将広
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４号
山口県岩国市南岩国町１丁目24番41号
破産者　株式会社Ｓ３
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第６２６号
熊本市西区田崎町380番地７
破産者　株式会社蒼生建設
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６２７号
熊本市西区田崎町380番地７
破産者　有限会社蒼生
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８９号
鹿児島県鹿児島市南栄４丁目９番７号
破産者　有限会社シンセイ運輸
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第５２号
長野県小諸市甲4408番地
破産者　株式会社木守工務店
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第２７３号
大阪市城東区東中浜８丁目９番10号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区天神西町７番13号
破産者　株式会社アドム卸販社
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９２号
岡山市北区中仙道１丁目４番23号ウェルネス中仙道702、旧住所神奈川県横浜市金沢区釜利谷南２丁目46番22号ヴェルメゾン布川201
破産者　荻野　賢治
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２１号
京都市南区上鳥羽中河原６番地
破産者　株式会社ユニオン・サプライ
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４８６８号
大阪市都島区東野田町５丁目８番８号
破産者　株式会社キタイ
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８５号
大阪府高槻市桃園町４番５号の２、開始決定時の住所岡山市北区万成西町11番６号
破産者　中西由美子
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1627番地３、開始決定時の住所長崎県佐世保市下本山町1421番地
破産者　古賀　愛子
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
長崎県佐世保市天神町1100番地１
破産者　榎嶋喜美子
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係